

# 訴 状

2023年4月27日

山口地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 田川 瞳

原 告 小畠 太作

ほか7名（別紙原告目録記載のとおり）

(送達場所)

〒800-0039 福岡県北九州市門司区中町2番1号 えきマチ1丁目門司303号

弁護士法人ピース門司中央法律事務所

原告ら訴訟代理人 弁護士 田川 瞳

TEL：093-372-7167

FAX：093-372-7168

〒753-8501 山口市滝町1番1号

被 告 山口県知事 村岡嗣政

「山口県護国神社公務参拝」損害賠償請求事件（住民訴訟）

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙額 1万3000円

## 第1 請求の趣旨

- 1 被告は、村岡嗣政に対し、300円及びこれに対する2022年4月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を請求せよ
- 2 被告は、田中康史に対し、360円及びこれに対する2022年4月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を請求せよ
- 3 被告は、武林弘子に対し、330円及びこれに対する2022年4月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を請求せよ
- 4 訴訟費用は、被告の負担とする  
との判決を求める。

## 第2 請求の原因

### 1 当事者等

- (1) 原告らは、いずれも山口県の住民であり、後述の住民監査請求を行った者である。
- (2) 被告は、執行機関としての山口県知事たる村岡嗣政（以下、「村岡知事」という。）である。村岡知事は、山口県知事として違法な本件支出を阻止すべき指揮監督上の義務を負っていると共に、損害賠償請求または不当利得返還請求の相手方でもある。
- (3) 田中康史は、山口県健康福祉部長寿社会課長であり（以下、「田中課長」という。）、損害賠償請求または不当利得返還請求の相手方である。
- (4) 武林弘子は、山口県健康福祉部長寿社会課主幹であり（以下、「武林主幹」という。）、損害賠償請求または不当利得返還請求の相手方である。

### 2 違法な財務会計上の行為

(1) 村岡知事、山口県健康福祉部長である弘田隆彦、田中課長及び武林主幹は、2022年4月29日、宗教法人 山口県護国神社（以下、「護国神社」という。）他の求めに応じて、公務として護国神社を参拝した（以下、「本件参拝」という。甲1、甲2）。

(2) その際の旅費として、県費から次の支出（以下、「本件支出」という。）がされた。

ア 村岡知事の公用車使用 300円（甲3）

自宅から山口県護国神社までの自家用車の準公用車利用に該当する旅費（村岡知事の自宅住所が不明であるため、概算で算出した。）

イ 田中課長の旅費 360円（甲4）

ウ 武林主幹の旅費 330円（甲5）

(3) 本件参拝は、以下3で述べるとおり、違憲かつ違法であるから、本件参拝のための本件支出は、違法な公金の支出であり、住民訴訟の対象たる違法な財務会計上の行為である。

### 3 本件参拝の違憲性及び違法性

(1) 憲法第20条違反

ア 憲法第20条第3項違反

山口県護国神社春季慰靈大祭（以下、「例大祭」という）は、特定宗教による宗教的儀礼である。そしてこの例大祭への村岡知事らの出席の目的は、護国神社からの案内状にも記されているとおり参拝であり（甲1）、また、村岡知事は例大祭において「玉串拝礼」と呼ばれる神道式の宗教行為を行なっている。よって村岡知事らの本件参拝は社会的儀礼とは言えず、特定宗教における宗教儀礼である。

したがって、村岡知事らの本件参拝は、憲法第20条第3項「国

及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」に違反する。

#### イ 憲法第 20 条第 1 項違反

また、村岡知事らは公務として参拝することにより、県民に山口県護国神社が特別な存在であることを思わせ、憲法第 20 条第 1 項「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」に違反する。

#### ウ 憲法第 20 条第 2 項違反

村岡知事らが、本件参拝を公務として行い公費を費やしたこととは、県民全てを参拝行為に強制的に参加させたことを意味し、憲法第 20 条第 2 項「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。」に違反する。

#### エ 小括

村岡知事は、例大祭への本件参拝を、戦没者とその遺族に対する慰靈と慰藉であり、よって社会的儀礼だと強弁している。しかし、例大祭は宗教儀礼に他ならず、同神社も参拝と捉えており、且つ県民からも宗教的儀礼に参加しているとしか見えない。

そもそも、慰靈も慰藉も、愛媛玉串料違憲訴訟判決（最判平成 9 年 4 月 2 日）が示すとおり「特定の宗教と特別のかかわり合いを持つ形でなくてもこれを行うことができる」ものであり、村岡知事らの行為が、憲法第 20 条違反であることを免れることはできない。

### (2) 平和主義違反

護国神社は、靖国神社と同じく、かつて大日本帝国が為した侵略戦争を正当化し美化するために、特定の戦没者のみを顕彰する宗教団体であり、その歴史観は、侵略戦争の反省に立つ日本国憲法の前

文や第9条が表明している平和主義と相容れない。したがって、護国神社への本件参拝も憲法の規定する平和主義に違反する。

### (3) 憲法第19条違反

護国神社へ参拝する行為は、その歴史観に対する賛意と支持の表明であり、それが公務として為されることで、前述したとおりその社会的影響や公費の支出において、山口県民の個人の思想・良心の自由を侵害するから、本件参拝も憲法第19条に違反する。

### (4) 地方自治法第1条並びに第2条第2項、及び憲法92条違反

護国神社へ参拝する人々は、前項で述べたその教義や思想に沿った、あるいは容認できる特定の立場の人々である。

村岡知事らの本件参拝は、戦没者遺族の全てではなく、特定宗教を支持及び容認する特定の人々を対象とした行為でしかない。したがて、地方自治法第1条の二が規定する、「住民福祉の増進を図ることを基本として」には該当するとは言えず、また同法第2条第2項にも該当するとは言えない。ひいては「地方自治の本旨」(憲法92条)をないがしろにするものである。よって村岡知事らの本件参拝は裁量権の逸脱であり、公費の支出は違法である。

### (5) 憲法第14条違反

逆に、村岡知事らの本件参拝が正当だとするならば、たとえ少数者であったとしても、護国神社の教義や思想を受け入れられない人々は、思想・信条を理由に公的支援の対象から外されこととなり法の下の平等を保障する憲法第14条違反である。

### (6) 小括

以上のとおり、村岡知事らが、2022年4月22日に、公務として護国神社に参拝したことは、日本国憲法及び地方自治法に違反する違憲、違法なものである。

#### 4 本件損害賠償義務または不当利得返還義務

- (1) 村岡知事は、自分が利用した前記第2項(2)アの300円について、損害賠償または不当利得返還の義務を負う
- (2) 田中課長は、自分が利用した前記第2項(2)イの360円について、損害賠償または不当利得返還の義務を負う。
- (3) 武林主幹は、自分が利用した前記第2項(2)ウの330円について、損害賠償または不当利得返還の義務を負う。

#### 5 住民監査請求

原告らは、2023年3月7日、山口県監査委員に対し、地方自治法24条1項に基づき、本件参拝に伴う本件支出につき住民監査請求を行った。しかし、山口県監査委員は、同年3月28日、原告らに対し請求を却下する旨の通知をし、原告らはこれを2023年3月29日に受領した（甲6）。

#### 6 結論

よって、原告らは、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、請求の趣旨記載のとおり、権限の行使を求める。

以上

#### 添付書類

訴訟委任状	8通
訴状副本	1通
甲号証写し	各2通